

神戸市外国語大学施設使用規程

2008年4月1日

規程第17号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人神戸市外国語大学が設置する神戸市外国語大学（以下「本学」という。）の施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 本学の施設とは、別表1に定める施設をいう。

(施設の使用)

第2条 施設の使用については、別に定めるもののほかこの規程の定めるところによる。

2 理事長は、本学の学部学生・院生・教職員（以下「本学関係者」という。）の利用を妨げない限度において、別表2で定める施設の使用を本学関係者以外の者に認めることができる。ただし、理事長が特に認めるときは、他の施設の使用ができるものとする。

3 施設の使用許可は、次の使用順位により、各号の一に該当するときに限り行う。

(1) 本学の主催又は主管する行事

(2) 正課の授業

(3) 課外の体育、文化及び研究活動

(4) 前各号に掲げるもののほか、本学関係者の体育、文化、研究活動

(5) その他理事長が使用を認める行事

(6) 本学関係者以外の者の施設の利用を理事長が認める場合

4 前項の規定にかかわらず次の各号の一に該当するときは、使用を許可しない。

(1) 本学関係者の活動に支障があると認められるとき。

(2) 営利を主たる目的とした利用と認められるとき。

(3) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者の支持又は反対のための利用その他政治的活動のための利用と認められるとき。

(4) 特定の宗教の支持又は反対のための利用その他宗教的活動のための利用と認められるとき。

(5) その他施設の管理上支障があると認められるとき。

(施設の所管及び使用時間)

第3条 本学施設の管理運営事務の所管及び使用時間については、別表3のとおりとする。ただし、理事長が特に使用を認めるときは、別表3で定める使用時間以外の使用ができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、年末年始及び理事長が指定した日については、使用を禁止する。

(使用手続き及び使用料)

第4条 施設を使用しようとする者は、使用前7日までに、施設使用許可申請書（様式

第1号) (以下「申請書」という。) を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項に定める申請手続きは、大学事務局総務グループで行うこととし、管理運営事務を所管する部署へ合議するものとする。
- 3 前2項の規程にかかわらず、第2条第3項第1号から第4号の一に該当する場合には、次のとおりとする。
 - (1) 第1号に該当するときは、管理運営事務を所管する部署の許可を得たのち、大学事務局総務グループへ合議をするものとする。
 - (2) 第2号から第4号に該当するときは、管理運営事務を所管する部署の許可を受けなければならない。
 - (3) 前号に該当する場合の申請手続き等については、別に定める。
- 4 第2条第3項第6号に該当する許可を与える施設に対する使用料及び償還金(以下「使用料等」という。) は、別表4のとおりとする。
- 5 前項に定める使用料等は、使用日の前日までに納付しなければならない。ただし、理事長が認めるときは、これを後納させることができる。

(使用料等の免除・後納)

第5条 使用料等は、次の各号の一に該当するときは、申請に基づき減免又は後納することができる。

- (1) 神戸市が主催するとき。
- (2) 学会利用において本学が共催するとき。
- (3) その他公益上の見地から理事長が必要と認めるとき。

(使用料等の不還付)

第6条 次の各号の一に該当する場合を除くほか、既納の使用料等は、還付しない。

- (1) 天災事変等により使用できなかったとき。
- (2) 第10条第1項第2号の規定により使用を停止させたとき。

(使用の許可)

第7条 第4条第1項の申請に基づき使用許可を決定したときは、申請者に対し、施設使用許可書(様式第2号)(以下「許可書」という。)により通知するものとする。

(使用許可事項の変更)

第8条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可書に記載した事項を変更しようとするときは、第4条の規定に準じて許可を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、使用料等が増加したときは、その差額を追徴する。

(使用者等の遵守事項)

第9条 使用者その他施設を利用する者(以下「使用者等」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた施設・設備以外を使用しないこと。
- (2) 準備及び後始末は、使用を許可された時間以内に原則として使用者等が行うこ

と。

- (3) 許可なく学内において物品の販売，寄附の募集，宣伝等を行わないこと。
- (4) 許可なくポスターの貼付，ビラの配布，旗幕の掲揚懸垂等を行わないこと。
- (5) 使用者等の主催する行事集会に関し，火災及び盗難の防止，他人に迷惑をかける恐れがある者に対する入場の拒否，必要に応じた十分な整備員の配備等秩序維持のために必要な注意を払うこと。
- (6) 学内の物件を学外に持ち出さないこと。
- (7) 学内に物件を搬入しようとするときは，あらかじめ理事長の許可をうけること。
- (8) その他係員の指示に従うこと。

(使用許可の撤回・使用の停止)

第 10 条 次の各号の一に該当するときは，使用許可を撤回し，又は使用を停止させることができる。

- (1) 使用者等が使用許可の条件に違反し，その他この規程の定めに従わないとき。
- (2) 大学において緊急に使用する必要が生じたとき。

2 前項の規定により使用許可を撤回し，又は使用を停止させるときは，理事長は，理由を付してその旨を使用者等に通知するものとする。

(事故の責任)

第 11 条 使用中発生した事故については，施設・設備の不備に基づくものを除きすべて使用者等の責任とする。

(原状回復義務)

第 12 条 使用者等は，その使用を終えたとき(使用許可の撤回及び使用の停止を含む。)は，直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者等が，その責に帰する理由により，大学施設を損傷したときは，理事長が指定する期間内にこれを原状に回復し，又はその損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか施設の使用に関し，必要な事項は理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は，2008 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 体育施設使用規程(1986 年 2 月大学規程第 1 号制定)，大ホール使用規程(1986 年 8 月大学規程第 1 号制定)，学生会館使用規程(1986 年 2 月大学規程第 2 号制定)，三木記念会館使用規程(1986 年 8 月大学規程第 2 号制定)，楠ヶ丘会館使用規程(1986 年 8 月大学規程第 3 号制定)及び神戸市外国語大学施設使用規程(1986 年 12 月大学規程第 11 号制定)は，廃止する。

附 則

この規程は，2014 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。